

和福障第3312号
令和5年3月28日
(2023年)

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

前年度実績等に係る基本報酬及び加算の届出について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、前年度実績等に係る基本報酬及び加算について以下のとおり届出を行ってください。

1. 提出期限 **令和5年4月17日(月)【郵送の場合は当日消印有効】**
2. 提出方法 郵送または持参
※本通知による届出書類は、令和4年3月24日付け和福障第3253号による届出書類(従業者の員数等の報告)とあわせて提出してください。その際、重複する書類は省略していただいてもかまいません。
3. 届出について

(1) 対象事業所

児童発達支援(センター以外)、放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る)

(2) 留意事項

- ・看護職員加配加算は、前年度から引き続き算定しようとする場合で、加算算定要件の見直しや確認を行った結果、加算区分に変更がない場合も届出をお願いします。
- ・児童発達支援センター及び主として重症心身障害児以外が通所する放課後等デイサービスは本通知での届出対象外です。

(3) 提出書類について

	サービスの種類	児童発達支援（センター除く）	放課後等デイサービス（主として重症心身障害児が通う事業所）
基本報酬	基本報酬（未就学児等支援区分） 【通所加算別紙1】	○	
加算	看護職員加配加算 【通所加算別紙9】	○	○

以下の市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

各種様式：

障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード（ページ番号 1024651）
和歌山市 HP トップページ>暮らし>申請書ダウンロード>福祉>事業所の指定・登録関係>障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード

4. 留意事項

- ・当該届出により、令和5年4月から遡及適用となるのは、前年度実績に基づき決定される看護職員加配加算のみです。前年度実績に基づかない加算（例：福祉専門職員配置等加算）については、通常通りの取扱いとなります。

★加算等の算定される単位数が「増える」場合
届出が月の15日以前に行われた場合…翌月から算定開始
届出が月の16日以降に行われた場合…翌々月から算定開始

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市福祉局社会福祉部
障害者支援課 指定審査グループ
事業所指定担当
Tel : 073-435-1060 Fax : 073-431-2840
Mail : shogaishashien@city.wakayama.lg.jp